

文化芸術次世代育成事業「TRY ARTs」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実につなげ、次代を担う若い世代の豊かな創造力を育み、北九州市の文化土壌の継承と発展に寄与することを目的として、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団(以下「財団」という。)が行う助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる者及び団体)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) 市内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の活動実績又は事業を確実に完遂できる見込みがあると認められること。
- (3) 団体については、定款、寄付行為に類する規約等を有し、代表者が明らかに団体の意思決定及び執行する組織が確立していること。
- (4) 活動に対する会計経理が明確であること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は団体でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 18歳以上40歳未満の若者が主催者として企画し実施する文化芸術活動
- (2) 子どもたちをはじめ若い世代に鑑賞・体験・発表等の機会を提供する文化芸術活動
- (3) その他財団理事長(以下「理事長」という。)が認める事業

(助成対象外事業)

第4条 前条に定める助成対象事業のうち、事業内容が次の各号に該当する事業については、助成対象外事業とする。

- (1) 企業の行うもの、営利を目的として行われるもの又は企業の広報・宣伝活動と認められるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 慈善又は慈善活動への寄附を目的とするもの
- (4) 北九州市及び北九州市教育委員会から別の補助金や助成金、委託料等が交付されるもの、北九州市の規定により会場使用料の減免がなされるもの又は北九州市及び北九州市教育委員会が実施運営に関わるなど支援しているもの
- (5) 保育園・幼稚園等就学前施設及び小中高等学校におけるクラブ活動又は保護者会活動に類するもの
- (6) 企業、事業所、職能団体等の団体内活動に類するもの
- (7) いわゆる教室等が行う稽古、習い事等の発表会、又は一流一派で行う発表会に類するもの
- (8) 公演、展示等を自ら製作・実施しない、いわゆる鑑賞団体の活動と認められるもの
- (9) 研究調査事業において、これらの活動を職業としているもの又は教育機関の研究調査活動と認められるもの
- (10) 情報の収集・提供事業において、機関紙等の発行活動と認められるもの
- (11) 他団体が主催する事業、展覧会、コンクール等への出品・参加を目的とするもの
- (12) 特定の参加者に限られた内容の公演・展示等の活動、又は特定の会員(参加者)

を対象として実施されるもの、又は一般に公開若しくは公募されない活動と認められるもの

(13) その他、当助成金交付の趣旨に照らし、ふさわしくないと認められるもの

(助成金交付金額)

第5条 助成金の交付金額は、助成対象経費の2分の1以内かつ当該事業経費から当該事業収入を除いた金額以内（万円未満切り捨て）とし、上限を30万円とする。

2 助成金は、助成事業終了後に交付する。

(助成対象経費)

第6条 第3条に定める助成対象事業のうち助成対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、練習に係る経費、団体の運営に要する経費等は除く。

(1) 会場費

会場借上料、通し稽古（ゲネプロ）時の会場費（1回のみ）、付帯設備（空調等）使用料、託児室借上料、仕込みに要する経費、会場設営費、会場撤去費、会場受付案内及び来場者等アンケートに係る経費 等

(2) 舞台費

照明・音響費、大道具費、小道具費、衣装代、舞台スタッフ費、著作権使用料、調律料、楽器及び楽譜リース料、字幕費、機材賃借料 等

(3) 上映費（演出上必要とする場合に限る。）

上映費、映写機材リース料、映写技師謝金、同時通訳関連機器リース料 等

(4) 運搬費

道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費 等

(5) 謝金（外部の専門講師及び出演者等に対するもの。）

講師謝礼、出演謝礼、撮影謝金、会場整理員謝金、託児謝金 等

(6) 旅費（外部の専門講師及び出演者等に対するもの。）

交通費、宿泊費、バス・タクシー等借上料、レンタカー使用料、有料道路通行料、仕込み・本番に要する駐車場利用料 等

(7) 宣伝費

広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り）、広告デザイン料、告知用ウェブページ作成料、立看板、入場券等販売手数料、案内状送付料 等

(8) 印刷費

プログラム印刷費、台本印刷費、楽譜印刷費、資料印刷費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、活動記録誌 等

(9) 保険料

催事保険料、楽器搬送保険料 等

(助成対象事業実施期間)

第7条 助成の対象となる事業の実施期間は、理事長が別に定める。

(北九州市補助金等交付規則の準用)

第8条 助成金の交付について本要綱に定めのない事項については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年3月31日北九州市規則第27号）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。